

～ 中間前払金制度における沖縄県内自治体の導入状況 ～

1. 制度の概要

- 中間前払金とは、当初の前払金に加え、工期半ばで請負代金額の2割を追加して行う前金払いのことをいいます。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することができます。
 - ◆当初の前払金が支出されていること。
 - ◆工期の2分の1を経過していること。
 - ◆工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ◆工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

2. 発注者のメリット

- 建設企業の倒産のリスクを軽減し、的確な工事完成が期待できます。
- 出来高部分払と異なり、出来高の確認は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続きになっています。

3. 建設企業のメリット

- 簡易な手続きで、工事期間中の資金繰りが改善されます。
- 低廉なコスト（保証料率一律0.065%）で資金調達が図れます。

4. 沖縄県内自治体の導入状況

- 沖縄総合事務局管内の自治体42団体（1県+41市町村）のうち、下記27団体が本制度を導入しています。（平成30年4月1日現在）

(1県)	(11市)	(5町)	(10村)
・沖縄県	・名護市	・竹富町	・南大東村
	・那覇市	・本部町	・中城村
	・豊見城市	・久米島町（H28.12）	・国頭村
	・糸満市	・与那原町（H29.4）	・伊平屋村
	・南城市	・ <u>北谷町（H30.4）</u>	・北中城村
	・石垣市		・大宜味村
	・宮古島市		・伊江村（H30.4）
	・沖縄市（※水道局発注工事のみ対象）		・ <u>宜野座村（H30.4）</u>
	・うるま市		・恩納村（H30.4）
	・宜野湾市		・ <u>読谷村（H30.4）</u>
	・ <u>浦添市（H30.2）</u>		

〔西日本建設業保証（株）調べ〕

5. 導入に向けた相談窓口

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 建設業係
TEL：098-866-0031（代表）（内線3171）
FAX：098-861-9926